

教教第 2237 号
令和3年 11月 29日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、令和3年10月1日付け教教第1314号通知に基づき、取り組んでいただいているところです。

現在、県内の新規感染者は減少傾向にありますが、職場内で感染が拡大することのないよう、別添の「職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について（令和3年11月29日改訂版）」に基づき、あらためて教職員の健康管理や、職場や業務の実態に即した感染防止対策を全ての教職員に対して徹底願います。

また、新型コロナウイルス感染症に関する兵庫県対処方針の趣旨を踏まえ、職場外においても引き続き感染防止対策を徹底するよう周知願います。

職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

1 職場における対策の基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染予防に向け、県対処方針に基づき、職場や職務の実態に即し、各職場において全力を挙げて取り組むこととする。

(1) 職場における感染防止の考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの「密」を避け、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部における県対処方針の内容を率先して遵守するとともに、各所属においても職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいく必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全教職員に伝えていくとともに、取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた教職員一人ひとりの行動変容を心がけることが重要である。

(2) 感染拡大を予防する新しい生活様式の定着

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、新しい生活様式の趣旨や必要性について、別添3等を活用して教職員に周知を行い、日頃から3つの「密」（密閉・密集・密接）が発生する場所を徹底して避けるなど、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル（新しい生活様式）」に取り組むこととする。

2 職場等における感染防止対策について

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

ア 換気の徹底等

- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を開けて換気を行うこと。特に会議はできるだけ窓を開けて行うこと。なお、冷暖房運転時においては、窓の開放時間を調整するなど室温等に十分配慮して、適切な換気に努めること。

イ 接触感染の防止

- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 職場内で教職員等が触れることがある物品・機器等について、できる範囲で消毒を実施すること。
- ・ 物品、パソコン等については複数人での共用を避けられない場合には、

使用の都度消毒を実施すること。

- ・ 来校者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

ウ 飛沫感染の防止

(共通)

- ・ マスクを着用（不織布マスクを推奨）するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離の保持（1メートル以上）に努めること。
- ・ 会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）よう努めること。

(食堂等)

- ・ 食堂等での感染防止のため、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、対面座席を避けること。また、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出すること。

エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 職場において、教職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。
- ・ 疲労の蓄積は感染しやすくなるおそれがあるので、長時間の超過勤務等を避けること。
- ・ 教職員一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるよう注意喚起すること。
- ・ 出勤時の自宅での検温を徹底すること。

(2) 会議・研修等を実施する上での感染防止行動の徹底

- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 会議・研修等を実施する場合には、「三つの密」が発生しない席の配置や、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行い、飛沫感染の防止や換気の徹底等の措置を講ずること。

(3) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

- ・ 効率的な業務執行に努め、教職員が早期退勤できるよう取り組むこと。
- ・ マスク（不織布マスクを推奨）を着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 出勤・退勤時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒をできるだけ徹底すること。
- ・ 通勤時、出張時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、出張時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合に

は、 unnecessaryな会話等を控えること。

(4) 時間外等における感染防止行動の徹底

- ・ 不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 時短要請に応じていない飲食店等に入入りしないこと。
- ・ まん延防止等重点措置区域、緊急事態措置実施区域等感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること。
- ・ 会食は、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針を踏まえ、感染対策を徹底したうえで行うこと。また、まん延防止等重点措置期間中、緊急事態措置実施期間中は、少人数であっても極力、飲み会を避けること。
- ・ 感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システムの利用登録や接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードを推奨すること。

(5) 感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底

感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等

(6) 家庭での感染防止対策

- ・ リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底等、「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・ 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒等「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・ 毎日の検温等の家族の健康管理、発熱等の症状がある場合の外出自粛・かかりつけ医への相談等、「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

3 教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について

教職員及び同居する者等に風邪症状が見られる場合や教職員本人が感染した場合等には、別添4の令和3年4月16日付け教教第1119号通知「新型コ

「新型コロナウイルス感染に関する教職員のサービスの取扱いについて」に従い、特別休暇など適切に対応すること。

【参 考】

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実されているところであるので、厚生労働省ホームページや兵庫県ホームページを確認すること。
- ② なお、上記の厚生労働省ホームページでは、厚生労働省が妊婦の方々に向けた新型コロナウイルス感染症対策についても取りまとめているので参考にすること。

附 則（令和2年8月5日教教第1656号）

この通知は、令和2年7月31日から実施する。

附 則（令和3年4月16日教教第1119号）

この通知は、令和3年4月15日から実施する。

附 則（令和3年4月27日教教第1197号）

この通知は、令和3年4月27日から実施する。

附 則（令和3年10月1日教教第1956号）

この通知は、令和3年10月1日から実施する。

附 則（令和3年11月29日教教第2237号）

この通知は、令和3年11月29日から実施する。

教 教 第 2 2 3 7 号
令和3年 11 月 29 日

各教育事務所長 様

教 育 長

職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について

このことについて、別添写しのとおり貴管内の各市町組合教育長あて文書を送付しましたのでお知らせします。

感染再拡大警戒！感染対策の徹底を！

県民の皆様のご協力、医療関係者のご努力により、現在、兵庫県内の感染状況は落ち着いていますが、今後インフルエンザ流行の季節や年末年始を迎え、引き続き、感染再拡大に十分警戒し、感染対策の徹底をお願いします。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・ マスク着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、三密回避、人と人との距離確保、換気など **基本的な感染対策を徹底**してください。
- ・ **職場や学校等での「居場所の切り替わり」**（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、サークル室等）では **十分注意**し、必ずマスクを着用するなど **感染対策を徹底**してください。
- ・ 帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など **家庭での感染対策を徹底**してください。
- ・ **体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ、受診**してください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・ **会食は、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用**を徹底してください。
- ・ 新型コロナ対策適正店 **認証店舗以外での会食は、同一テーブル4人以内**としてください。
- ・ **感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用はやめて**ください。
- ・ 多数の方が利用する **集客施設**は、入場整理、手指消毒設備の設置等による **感染対策を徹底**してください。
- ・ **特に年末年始は、混雑した場所や時間での外出、大人数での会食等は極力控えて**ください。

3 ワクチンの積極的な接種

- ・ ワクチンの効果と副反応等のリスクを正しく理解し、多くの方々の **積極的な接種への参加**をお願いします。
- ・ **接種後も**三密の回避のほか、マスクの着用、換気、手指消毒など **基本的な感染対策を徹底**してください。

県独自措置の対応（概要）

現下の感染状況は落ち着いており、医療体制が安定している状況を踏まえ、国の基本的対処方針に基づいた一定の緩和措置を行う。

県独自措置（現行） （特措法第 24 条第 9 項等）	県独自措置（変更後） （特措法第 24 条第 9 項等）
区域： <u>県全域</u>	区域： <u>県全域</u>
期間：R3 年 10 月 22 日（金）～	期間：R3 年 11 月 26 日（金）～
<p>[外出自粛等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3 密の回避、マスク着用、手洗い等基本的な感染対策を徹底 ○外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ○感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えることを要請 ○「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨 等 <p>[飲食店等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数制限：同一テーブル 4 人以内 <p>「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一テーブル 4 人以内(*1)、短時間(2 時間程度以内)での飲食の協力依頼 <p>上記以外の非認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一テーブル 4 人以内(*1)、短時間(2 時間程度以内)での飲食を要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件(*2)」を満たすことを要請 ○「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染対策徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ設備利用の場合、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請 <p>[多数利用施設等]</p> <p>(多数利用施設・イベント関連施設共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件(*2)」を満たすことを要請 ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 <p>(イベント関連施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請（施設でイベントが開催される場合） <p>[イベント開催制限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の開催基準に準拠 ※10/31～適用 人数上限:5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方 収容率：大声なし 100%、あり 50% (人数上限と収容率のいずれか小さい方) <p>[出勤抑制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)取組の推進 	<p>[外出自粛等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3 密の回避、マスク着用、手洗い等基本的な感染対策を徹底 ○外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ○感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えることを要請 ○「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨 等 <p>[飲食店等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数制限の緩和措置 <p>「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>人数制限なし</u>、短時間(2 時間程度以内)での飲食の協力依頼 (年末年始は、同一テーブル 4 人以内(*1)を推奨) <p>上記以外の非認証店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一テーブル 4 人以内(*1)、短時間(2 時間程度以内)での飲食の要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件(*2)」を満たすことの要請 ○「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染対策徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 <p>[多数利用施設等]</p> <p>(多数利用施設・イベント関連施設共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ○酒類提供の場合は、「一定の要件(*2)」を満たすことの要請 <p>(イベント関連施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請（施設でイベントが開催される場合） <p>[イベント開催制限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の開催基準に準拠 「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超) <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 収容定員まで (11/25～受付開始) ・収容率 100%(※「大声なし」が前提) <p>上記以外の催物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方 ・収容率 大声なし 100%、あり 50% (人数上限と収容率のいずれか小さい方) <p>[出勤抑制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼

(*1) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は 4 人以内（同居家族や介助者等を除く）

(*2) アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m 以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は 4 人以内（同居家族や介助者等を除く）

※「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること